

平成24年11月30日（金）

第92回郵政民営化委員会後 委員長記者会見概要

（11：25～11：55 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要是、以下のとおり。）

○西室委員長

それでは、改めまして、西室でございます。

本日の郵政民営化委員会の概要について御説明したいと思います。

資料は、お配りのとおりであります。

今日は、ゆうちょ銀行から、新規業務についての補足説明をしていただいたということであります。

これに対して委員からの質問は、一つは、社内取引の市場レートと言っているのは、一体何を基準にするのかという御質問がありました。市場レートそのものについては、ゆうちょ銀行の場合には、銀行間取引金利の基準だという話と、それからもう一つは、実際の社内の国債の金利がはっきりと公示されている部分があるので、国債の金利もそこで採用して社内取引の市場レートとして使っておりますというお話であります。

それからもう一つは、中小零細企業への貸付けの問題がありますけれども、これは、一体どこで実際の貸付けの最終判断をするのかという話をもう一回詰めて伺ったのですが、地方で行うということではなくて、本店できちんと対応するのだという御説明がありました。本店で全部小口の中小零細の御対応をなさるというのも大変ではないかと正直言うと思うのですけれども、そういう本日の御説明ではありました。

それで、他には質問がございませんでした。この前、かんぽ生命保険の新規業務の調査審議、その結果を皆様方に発表したわけですが、その後、金融庁から色々な御意見の表明があって、今日、最終的には会見をなさると聞いておりますけれども、私どもとしては、むしろ、私どもの立場と金融庁の立場は少し違うのではないかというのをはっきりしておかないと、何か私どもの方の審議があたかも不満足であったかのように聞こえる部分がございましたので、それについて私どもの見解をここに書かせていただいたわけです。

お手元の1枚紙で、「株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務の調査審議に当たって」と。これは、私どもの基本的な立場について書いたわけでございますけれども、これは読み上げた方がいいですか。今もら

ったばかりでしょう。

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）は、平成19年10月1日に民営化され、銀行法及び保険業法等の適用を受ける株式会社となった。両社は、爾来5年にわたり、これらの法律に基づき、監督当局により、日常的に、他の金融機関と同等の検査監督を受けてきたものと理解している。

当委員会としては、監督当局の検査監督と金融二社の態勢整備に向けた努力が日々適切に行われていることを前提に、利用者利便の向上の観点を重視し、国民利用者のために何が一番良いのかを考えながら、議論を行ってきたところである。

仮に、日常的な検査監督において金融二社に改善すべき点が見出された場合には、当然のことながら、監督当局及び金融二社の双方において、共に責任を自覚し、その改善に向けた前向きの努力をしっかりと行っていくことが肝要である。

このような考え方に基づいて、金融二社が、サービス内容や内部管理態勢を含め、より民間企業としてふさわしい会社となり、郵政民営化の目的がより適切に達成されるよう、政府を挙げて、最大限の努力がなされることを期待したい。

あえてこういうことを紙にして皆様方に御披露したわけですけれども、御承知のように、金融庁からのプレゼンテーションで、一番最初に書いてあったように、この免許そのものがみなし免許であるという金融庁のお考えもあって、それで、みなし免許というのはスタートであったけれども、免許を与えた以上は、金融庁の監督下にある一般の銀行との差があるはずはないだろう。むしろそうでなければ、簡単に言うと、仮免で運転していいよというお話をしても、そのままずっと仮免で運転していたと言わんばかりの御発言があったので、その時にも、金融庁のお考えは少し違うのではないかと。従来、5年にわたって監督下にあるのだったら普通の銀行と相当に差があるという御説明があったので、差があるような結果になっている現状というのは、これは日本郵政グループそのものの怠慢だけではなくて、監督する方も責任があったのではないかと。あえて言えば、そういうふうに感じられましたし、また同時に、私どもの方にお話を、審査の状況についての御意見を開陳していただいた時には、ほとんど具体的なケースについてのお話はなかった。それが急に例の請求案内漏れの問題についての発表をする。それが、発表しろというのも、これも金融庁からの御指示によってしたわけですし、それまで私どもに対しては何のお話もなかった。実質的には、本年2月から、既に調査もしておられたにもかかわらず、私どもはその件については何も知らされなかつたということあります。

しかしながら、私どもは外部の機関でありますから、今後、そういうものについて逐一お話を伺いたいということではないのですけれども、実際に申請があって、それを調査するに当たっては、それまでに開示された情報を基本にして考えるということがまず一つの基本でありますし、それからもう一つは、金融庁で、他の金融機関と同じような、同じ基準で監督をするということがまさに民営化の基本のうちの一一番大事なところだと思いますから、それをきちんとしておられたのだったらこの前ののような発言はないのではないかと正直言つて思いましたので、それで、全部ストレートに書いて出そうかと言ったら、みんなに止められまして、それでこの文書に落ち着いたというのが真相でございます。

それから、本日、委員が集まって色々と審議をしました。審議で、やはり足りない部分もあるということもあって、ゆうちょ銀行関係の件については、もう一回、12月12日に集まって、その時にヒアリングも併せてして、それで、実際の発表は年内にはできるようにしたいということあります。

やはり政治日程が色々あったりするのを気にして私どもがするというのは、本来の私どもの趣旨ではないだろうと思いますので、我々として納得のいくような審議を尽くさなければいけないという意味で、もう一度、念のため、ヒアリングをする必要があるだろうということ。それから、その後で余裕をもって発表ということになります。御用納めは28日ですから、そのぎりぎりというわけにもいかないでしょう。ですから、なるべく12月17日の週、いずれにしても12月17日の週には最終的な発表ができるだろうと思っております。

今日お話するのはそのくらいでございます。

○記者

ゆうちょ銀行の新規業務の関係ですけれども、12月7日というのはなしで12月12日ということですか。ヒアリングというのは、これは、どこから、何を聞く予定でしょうか。

○西室委員長

今のところ最終的に決まっておりませんけれども、確実にヒアリングをする必要があるのは、やはりゆうちょ銀行です。それから、できれば金融庁にもお願いしたいと思っています。最終的な発表の前に、金融庁として言い忘れた部分とかそういうことがおありになつたら、そのときにはお話をいただきたいと思っていますが、まだ了解はとっています。

○記者

ゆうちょ銀行には、どういった点を再確認したいということでしょうか。

○西室委員長

相当微細にわたる点がほとんどになると思いますが、私どもとしては、クラ

リファイするところが結構あるという印象持っています。ただし、それは、大局から言えば細かいところですけれども、そういうものをもう一度しっかりと見直しをしたいと思っていますので、現状でそのポイントを明示するのはちょっと難しいと思います。

○記者

最後にもう一点、今日、かんぽ生命保険の新規業務について総務省と金融庁から民営化法上の認可があるわけですけれども、先週、今週ですか、民営化法上の認可はするけれども、保険業法上のものはまだだとか、閣僚で言っていることが違うとか、最終的には、8条件を満たした段階で保険業法上の認可もするということで落ち着いたわけですけれども、一連のこのどたばたというか、この認可をめぐるどたばたをどのように御覧になっていましたでしょうか。

○西室委員長

どたばたはどたばたとして受け入れなければいけないだろうと思いますけれども、現状がそういうことです。コメントは差し控えます。

○記者

かんぽ生命保険の学資保険の認可については、今お話が出たように、郵政民営化法上と保険業法上で認可のタイミングがずれるということになると思うのですが、これは、ゆうちょ銀行の住宅ローン等についても同じような形でされることはあると考えられるということですか。

○西室委員長

多分、今日中塚大臣がきちんとした発表をされると思いますから、それでクラリファイできると思うのですけれども、時間的には郵政民営化法の認可と保険業法の認可というのは、ほぼ間を置かずに最終的に出ると思っています。多分そうなると思います。

○記者

あともう一点、ゆうちょ銀行にとっては、法人向け貸付けというのは初めてになるかと思うのですけれども、先ほどちょっと、まだ不十分ではないかというような御指摘だったような気がしますけれども、ちょっとそこについて詳しく、どういう認識がおありなのか。

○西室委員長

この前ちょっとお話ををして、それで今日御説明をいただいたのは、最初の口頭での御説明では、大口の貸出しと、それから小口の貸出しとあって、その間に非常に広い範囲の貸出しがあるのだけれども、そういう広い範囲のところはあえて手を付けないで、大口と小口と、こういうことでするというお話だったので、今日の説明は、主として、この前私どもが指摘したのは、大口の定義は本当にはっきりしておかないと、どんどん大口と称して下に降りてきたら下と

くっついてしまう話になりはしないのかと。それをクラリファイしてもらったのが、今日の主な目的です。

それで、これから先を考えれば、多分、今、私どもが問題意識を持っているのは、それぞれについて、もう少し実際のプラクティスをどうするかを精査しながら、果たしてそれが全体のためになるのか、あるいは競争上、多大な問題を発生する可能性があるかどうか、それも併せてていきたいということです。

ですから、中身の詳細は、ちょっとお話するのはまだその時期ではないと思います。

○記者

ゆうちょ銀行から出された資料を見させていただいていますと、今の上場企業等に対して、また、中小零細企業についても、ふるさと小包事業者等とあるのですが、「等」についての説明というのはゆうちょ銀行側からありましたか。それとも、委員から質問はされましたか。

○西室委員長

本日の段階で具体的にそれはしていません。ただし、これから先、詰めていくとお話ををして、しかも時間がある程度取らなければいけないというのは、正直なところは、その「等」とは何かという部分です。大きな意味でカテゴリーは分かりましたと。しかし、その「等」と書いてあるのは、どんなバリエーションがあり得るかということも含めて、それはしっかり聞いておかないといけないし、私どもも、それを基にして判断しなければいけないということです。

○記者

ちょっと1点だけ確認させてください。

次回が12月12日にヒアリングをして、早ければ17日の週に結論を発表したいということですが、これは、法人向け貸付け、個人向け貸付け、あと損害保険募集、この三つを一括してということですか。

○西室委員長

全部、三つ一括です。三つ一括にして御説明しないと、もうこの前のかんぽ生命保険の結論の紙も、今度の三つは、共通する部分が多過ぎます。同じような紙を幾つも作ってもしようがないから、それと併せて、全体的にどう考えたかということもできれば言いたいので、それで一括にします。

○記者

また金融庁との関係になってしまうのですけれども、かんぽ生命保険については既存事業であったということで、それ以上にこの貸付けというのは、これは新規の、初めて取扱うということで、それ以上に課題が多いと金融庁は見ていているのですけれども、その中で年内に出すというと、また、かんぽ生命保険以上に認識の違いが出てしまうのではないかと思うのですけれども。

○西室委員長

かんぽ生命保険についても、全然認識の違いではないのです。私どもとして今まで聞かされていなくて、それでかんぽ生命保険がきちんとしているという前提で判断をしていた部分が、実はできていないところが多いのではないかという御指摘なものですから。ですから、それで今日の紙を出すような仕儀に陥ったのですけれども、それを前提として今度のヒアリングの日時を決めた理由は、金融庁から、もう少しおっしゃることがあったら、きちんと事前に知らせておいてくださいよというつもりで、金融庁にけんかを売っているわけではなくて、もう少し親切にサービスしてくれてもいいのではないかという話です。

○記者

かんぽ生命保険の場合は、一応4割増とか、ある程度、量的な数字とかが出ましたけれども、今回の場合に、貸出しで、例えば標準的な金利とか、量的なものとかは、議論としてはどういう議論だったのですか。

○西室委員長

これは、一応5年間の計画が出ていますので、それが数値的な目標数字、それを心得た上でお話をしています。

○記者

金利については。

○西室委員長

金利については、今日の社内金利の設定の話とか色々聞いておりますのは、金利について、一番競争関係にあるところからは心配されているので、それについてはしっかりとモニタリングも併せてしながら、金利設定については常に注目していくということになると思います。まだ結論的に、どういう文言で、どういう書き方をするかは決まっていません。

○記者

それについては、業界からというか、金融業界からヒアリングされるということは考えておられますか。

○西室委員長

もう何度もお伺いしても同じことしかおっしゃらないので、まだおっしゃることがあつたらどうぞというつもりでいます。ですけれども、そもそも法律ができたのがけしからん論から始まって、同じことをおっしゃられても、正直言って、余り建設的ではないような気がします。いずれにしても門戸は開放しているつもりです。

○記者

最後にもう一つ。金融庁の検査が、今後、何となくそれが金融庁としては切

り札のような感じがするので、そこの議論というのは委員の中ではなかったのでしょうか。検査権限は金融庁にありますので、ゆうちょ銀行への検査ということですが、最終的な認可に当たって、当然検査をされる、それを前提に認可するのだと思いますが、そういうことになりかねない感じがしますので。

○西室委員長

これはもう金融庁の法に基づく権限ですから、最終的にお決めになるのは。ですから、それにとやかく言うつもりは全くないです。私どもがこれを最終的に審査を終了したということで発表するまでに、色々なインプットを入れておいていただければ、それも配慮の中には入りますけれども、金融庁に気兼ねしてということよりは、私どもの方の基本は、公正中立に国民全体の利益のために何を考えるかということですから、そういう立場でするべきだと。政治の影響とか、あるいは金融庁がどうだとか、総務省がどうだとかということを一生懸命考え出すと、やはり世の中余り幸せになりませんから。

○記者

かんぽ生命保険の話も、これだけ壁が厚いのかなというか、確かに請求案内漏れの問題が影響したと思うのですけれども、ある意味、意図的なタイミングで発表されたのかなという見方もあります、金融庁の方がということですね。これで、さらに地域金融機関がこれだけ反発しているあの3事業については、年内どころか、西室委員長の任期のあと2年半という間に本当に可能なのかどうかというぐらいの気持ちで今いるのですが、その辺りについて、本音として、壁の厚さというか、どういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○西室委員長

本当のところ、物によっては、私どもが今いただいているだけの資料及びその他色々ヒアリングをして、これから先も少し続きますけれども、やはり私どもに今までいただいていることだけでは、まだ調べが足りないという気がしています。それで、物によっては、今おっしゃったとおり、もっと時間が掛かるものもあり得るかもしれません。

この前、任期の期間中にと言いましたけれども、任期の期間中にということをもう一回言わなければいけないかどうかは、最後の結論まで待ってください。

○記者

今日は、住宅ローンの話は審議の中であったのでしょうか。

○西室委員長

今日はございません。

○記者

確認ですけれども、かんぽ生命保険の請求案内漏れの話が事前に委員会に資料とかで開示があった場合は、この間の11月22日の結論というものは、もう少

し先になっていた可能性というのはいかがなのでしょうか。

○西室委員長

結果論から言えば、ずっと私ども知らなくて、2月からずっと何かやりとりがおありになって、それで、かんぽ生命保険が発表しました。それで、それまで正直言うと何にも知らなくて、寝耳に水でした。

それで、初めてそれを聞いたので、心配というか、もう一回見直しをしなければいけないかと思って考えましたけれども、あの発表に盛られている範囲であったならば、今回の審議には特に影響は与えない。あそこで止めたら、むしろ政治判断に近くなります。ですから、私どもとしてできる範囲のベストを尽くした結果を、結論を出していくということですから、影響はないと言った方がいいと思います。

もちろん一生懸命きちんと読んだし、分析もしたし、考えもしましたけれども、しかし、それは今回の私どもの結論に影響させる必要はないだろうと思っています。

○記者

先ほどの請求案内漏れの件で確認させていただきたいのですけれども、委員長は直前までその事実関係を知らされなかつたということを今おっしゃられたのですけれども、以前、会見の場だったと思いますけれども、金融庁とかんぽ生命保険が検査の中で、守秘義務が結ばれていたというようなやりとりがあつて、その場合に、郵政民営化委員会というのは政府の中の委員会ですので、そこに対して、そこが新規業務について判断する際に、そこについても守秘義務が及んで正確な情報が伝わらなかつたら正確な判断ができるのではないかと思うのですけれども、その辺りというのは、委員長の見解はどういう感じでしょうか。

○西室委員長

これは金融庁の御判断です。金融庁が、私どもにお話をしておく必要があると思われなければ、あえて私どもから、それで他にございますかと御用聞きに行く必要はないと思っています。金融庁の御判断に任せて、それでこの間のような形になっているということです。

○記者

特にこの場合は、これはかんぽ生命保険の方から例えば情報をということはないのですか。

○西室委員長

かんぽ生命保険は金融庁の監督下にありますから、監督下にあるところは、やはり監督されている方の御指導をきちんと遵守しなければいけないでしょうから、かんぽ生命保険を責めるわけにはいかないと思います。

○記者

何か正確な判断がしにくいですよね。委員会の立場としましてはどうですか。

○西室委員長

物によって、これが今後も続発するような話ですと考えなければいけないでしょうけれども、ただ、やはり一般の金融機関あるいは保険会社、それに対して、これは絶対外に漏らすなと言っていることは、同様に漏らすなというのがかんば生命保険にも下りているということだと思います。そうすると、これは適用外だというものを申請する必要もないような気がするので、これはもうさつき申し上げたとおり、金融庁の御判断。それ以上のものではないと思います。

○記者

今のお答えで、「もし分かっていても、あの範囲ならば判断に影響がなかつた」とおっしゃいましたが、「あの程度（範囲）」って何の程度のことをおっしゃっているのですか。つまり量なのか質なのか、何をもって「あの程度（範囲）」という尺度があるのか教えてください。

○西室委員長

量と質と両方です。

○記者

そうしますと、こちらでは「あの程度（範囲）」だと思っていることを、金融庁は「あんな程度（範囲）」と考えているわけでして、要するに溝があり過ぎるということになりますね。

○西室委員長

さて、あり過ぎたのでしょうか。最終的に、金融庁は、本日御発表になる中でどういうふうに取り扱ったかというのが最終の形ですから。

○記者

先ほど委員長は、ゆうちょ銀行の部分については、それほど認可にすればないようになるのではないかとおっしゃいましたよね。でも、「あの程度（範囲）」で考え方方が違うということは、そういうリスクがこれからもあるとしか思えない。

○西室委員長

もちろんあるでしょう。あって当たり前だと思います。

全部コーディネートした上でしていたら、いわば私どもは金融庁の下請業をしているだけです。なぜ我々が第三者機関としてここにあるかというのは、基本的に、法律によって設立された機関ですから、私どものマンデートに基づいて論議をし、審議をし、そして結論を出すというのが、これが正当なやり方だと思います。

○記者

理解できました。つまり、だから、それが今後ともないことはないと考えた方がいいということですね。

○西室委員長

あり得ると思います。おっしゃるとおりです。

次は12月12日ということで、そこで最終結論にはなりません。一応そういうことで。選挙の前には終わりたかったのですけれども、どうも選挙の後にそれ込みます。そっちの方は、私どもが配慮することではございませんから。

どうもありがとうございました。

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の
新規業務の調査審議に当たって

平成24年11月30日
郵政民営化委員会

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「金融二社」という。）は、平成19年10月1日に民営化され、銀行法及び保険業法等の適用を受ける株式会社となった。両社は、爾来5年にわたり、これらの法律に基づき、監督当局により、日常的に、他の金融機関と同等の検査監督を受けてきたものと理解している。

当委員会としては、監督当局の検査監督と金融二社の態勢整備に向けた努力が日々適切に行われていることを前提に、利用者利便の向上の観点を重視し、国民利用者のために何が一番良いのかを考えながら、議論を行ってきたところである。

仮に、日常的な検査監督において金融二社に改善すべき点が見出された場合には、当然のことながら、監督当局及び金融二社の双方において、共に責任を自覚し、その改善に向けた前向きの努力をしっかりと行っていくことが肝要である。

このような考え方に基づいて、金融二社が、サービス内容や内部管理態勢を含め、より民間企業としてふさわしい会社となり、郵政民営化の目的がより適切に達成されるよう、政府を挙げて、最大限の努力がなされることを期待したい。